

平成 18 年 4 月 1 日から 児童手当制度が拡充されました

拡充の内容

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられました。

認定請求の手続きが必要となります。

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者の皆様については、市町村の窓口（公務員の方は勤務先）で、認定請求の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受付をしたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

拡充対象になると思われる方には、後日個別通知をお送りする予定です。

平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者の皆様

（平成8年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ）

これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きをする必要はありません。

上記に該当しない保護者の方で、次の受給資格がある場合は、認定請求の手続きが必要となります。

平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者の皆様

（平成6年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれ）

これまで、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は額改定認定請求の手続きが必要となります。

これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆様

所得制限の引き上げ（下記参照）により、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。

ただし、児童手当の支給要件を満たしていたにも関わらず、申請を忘れていたことなどにより、手当てを受給していなかった保護者の皆様については、4月までさかのぼる特例措置の対象とはなりません。

【認定請求書に必要な添付書類】

- ・健康保険被保険者証等の写し（申請者が厚生年金等加入者の場合）
 - ・平成17年度児童手当用所得証明書（平成17年1月1日において旧国分寺・石橋・南河内町に住所がなかった場合、当該住所地で取得）
- などとなります。

問い合わせ先

保険年金課 給付係 ☎ 40 - 5558（公務員の方は勤務先）

児童手当の所得制限限度額（4月1日改正）

児童手当所得限度額
〔国民年金の方〕

単位：万円

扶養人数	改正前	改正後
0人	301 (453.8)	460 (652.5)
1人	339 (501.3)	498 (695.6)
2人	377 (548.8)	536 (737.8)
3人	415 (596.3)	574 (780.0)
4人	453 (643.8)	612 (822.2)
5人	491 (687.8)	650 (864.4)

特例給付所得限度額
〔厚生年金の方〕

単位：万円

扶養人数	改正前	改正後
0人	460 (652.5)	532 (733.3)
1人	498 (695.6)	570 (775.6)
2人	536 (737.8)	608 (817.8)
3人	574 (780.0)	646 (860.0)
4人	612 (822.2)	684 (902.2)
5人	650 (864.4)	722 (944.4)

※()内は収入額

※()内は収入額

- ・認定審査は所得額で行います。（収入額は用いません）
- ・所得額とは、収入額から各種控除額を差し引いたものです。
- ・扶養人数は、税法上の控除対象配偶者及び扶養親族の数ですので、保険証の扶養人数とは異なる場合があります。

扶養人数が6人以上の場合や、老人扶養人数がいる場合には、上記の限度額と若干異なります。